

柏市立高柳西小学校 いじめ防止基本方針

平成27年7月30日

(1) 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

上記の定義のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。」という認識をもち、以下の基本理念のもとに、いじめの防止等のための基本方針を定めることとする。

- ①学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを許さない、見過ごさない意識を持つ。
- ②全ての児童が「いじめをしない」、「いじめをさせない」という強い気持ちを持てるような指導に努める。
- ③全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように努める。
- ④いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するとともに、再発防止に努める。
- ⑤いじめを受けた児童の立場を尊重し、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識する。
- ⑥いじめている側の児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑦いじめを受けた児童の保護者に対する説明責任を果たすべく、事実にもとづいて、正確に丁寧な説明を行う。
- ⑧いじめの早期発見・早期解決のために、日常から保護者との信頼関係づくりや地域住民や関係機関との連携協力に努める。

(2) 学校いじめ対策組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援学級担任、各学年生徒指導担当、養護教諭、その他校長から指名された職員

〈活動内容〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめの未然防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④地域・関係機関との連携に関すること。

〈開催〉

学年会議での情報交換に基づき、月1回の定例会を開催する。また、緊急・重大な事案が発生した場合は、状況把握者が生徒指導主任に、生徒指導主任が教頭・校長に報告し、校長の指示により緊急に開催する。

〈地域・関係機関との連携〉

重大事案の発生に際しては、以下の地域・関係機関との連携を図る。

- ・協力会会長 ・協力会副会長（1名） ・主任児童委員 ・地域住民代表（しいの木台区長）
- ・柏市教育委員会指導課生徒指導担当 ・柏市スクールカウンセラー
- ・いじめ防止関係機関（警察，児童相談所等） ・その他校長から指名された者

（3）いじめの未然防止

①学校が掲げている児童像の一つである「笑顔いっぱい」を最重点努力項目として、全ての児童が毎日笑顔で登校できるように全教職員で取り組む。

②いじめを助長することにもなる教職員の児童に対する不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言等）や体罰，児童間における暴力や暴言を学校から排除できるよう教職員と児童が一体となって取り組む。

③児童の豊かな情緒と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持たせ、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させる。また、友達と分かり合える楽しさや嬉しさを実感させ、人とつながる喜びを味わうことのできる体験活動を推進する。（道徳教育や体験学習への取り組みは、年度初めに道徳部会・特別活動部会等において具体的な年間指導計画を作成する）

④教師は分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、児童一人ひとりが活躍できる学習活動を通して、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるように努める。

⑤学習や部活動等で、友達に負けたくないという過度の競争意識が児童のストレスを高め、いじめを誘発することのないように十分配慮して向上心を引き出す指導を行う。

⑥いじめ防止の重要性に関する児童の理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校朝会等で、人権や道徳に関する児童の思いを発表する場を設ける。

⑦いじめ防止に資する児童が自発的・自主的に行う「あいさつ運動」「いじめゼロ宣言」等の児童会・委員会活動に対する支援を行う。その際には、保護者や地域住民の協力を得られるようにする。

⑧インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、インターネットや携帯電話の情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

⑨学校の取り組みについての主旨や理解しておいてもらいたい点について、学校だより、学年だより、学校ホームページ等で伝える。また、いじめへの認識を高めるための啓発資料として、県教育委員会が開発した「学校から発信する家庭教育支援プログラム」等の活用を図る。

(4) いじめの早期発見

①いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査「学校生活アンケート」及び教育相談を通じた聴き取り調査を実施する。

ア 実施時期 : 月1回実施

イ 調査内容 : 学校生活全般にわたる悩み等に関する質問と併せて、いじめに関する質問事項を設ける。その際、インターネットを通じたいじめについても含める。

ウ 実施方法 : 調査の目的を説明した上で、学年・学級ごと一斉に実施する。記名調査を原則とするが、加害者等との関係で無記名でも可能とする。なお、無記名の場合は、教育相談等を通じて児童の心情に十分配慮しながら状況把握に努める。

②上記の定期的なアンケート調査及び教育相談の他、授業時間外の部活動、休み時間、清掃時間等の日常時間においても、全職員で児童の人間関係の把握に努め、早期発見に取り組む。特に担任は、学級日誌や児童と交わされる生活ノート等からいじめの兆候を見逃さないようにする。

③いじめがあった場合の子どもの兆候やサイン、変化の特徴を学校だより等で保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発を行う。

④家庭訪問や保護者との個人面談を通じて、いじめを含めた学校生活に関する連絡方法を確認しておく。また、毎日交わしている保護者への連絡帳を通じて、児童の変化を連絡し、保護者との連携を図る。

(5) いじめの相談・通報

①学校はだれもが安心して生活できる場でなければならず、だれもが安心して生活する権利を有することを児童に理解させ、いじめがあった場合に、それをやめさせるためにだれかに相談・通報することは適切な権利であることを学校全体で指導するとともに、児童と教師との信頼関係を確立する。

②学校における相談・通報窓口

児童及び保護者のいじめに係る相談・通報窓口（生徒指導担当者、教育相談担当者、学校人権尊重教育担当者、セクハラ相談員、養護教諭等）の相談体制の整備を行う。

③学校以外の相談・通報窓口

学校に話せない状況がある場合、学校以外にも相談・通報窓口があることを、学級の時間に児童に知らせたり、学校だより等で保護者に知らせたりする。

「24時間いじめ相談ダイヤル」「千葉県いのちの電話」「こども人権110番」等

(6) いじめを認知した場合の対応・指導

①いじめ発生の報告・調査

ア いじめの発生を認知した教職員は、速やかに学年主任・生徒指導主任に報告し、児童と人間関係のある教職員等を通じて当該児童から聴き取り調査を行い、事実の有無を確認する。

また、同時に、管理職への報告を行い、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催する。

イ いじめを行った児童及び目撃した周辺の児童への聴き取り調査にあたっては、児童と人間関係のある教職員等が中心となって、児童の人権（長時間、トイレ、食事等）を配慮し、暴言や威圧等の不適切な言動のないように行う。さらに、無関係な児童等に情報が漏洩しないように聴取場所にも配慮する。

ウ いじめられた児童及びいじめを行った児童等から聴き取った内容は、正確にメモを取り、パソコン等にまとめたものをきちんと保存しておく。

②被害者への支援

ア 全教職員で児童を見守り、児童が安心して登下校し、学習・生活できるような支援体制を整える。

イ いじめを受けた児童の保護者に対して、学校で把握した事実を正確に伝える。

ウ いじめを受けた児童・保護者の不安を聴き取り、不安を取り除けるような対応策を示す。

- ・登下校時の教職員による見守り
- ・学年職員及び管理職等による授業観察や学級巡回
- ・担任による休み時間等の見守り
- ・状況に応じたグループ替えや席替え
- ・一日の様子についての児童への確認
- ・連絡帳を通じて保護者への報告

エ 学級担任、生徒指導主任、教育相談担当職員、養護教諭等が継続的な心のケアに努める。

オ 状況に応じてスクールカウンセラー、外部相談機関を活用した心のケアを行う。

③加害者への指導・措置

ア いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然と指導し、その再発を防止するために、複数の教職員によっていじめを行った児童への指導を行う。

イ いじめを行った児童が被害児童や通報者に物理的・精神的な圧力等をおかけすることがないように十分指導する。

ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめを行った児童の保護者に対して、いじめの事実と児童への指導内容を正確に説明し、被害者児童及び保護者に対して誠意ある対応が必要であることを伝える。

オ 学校における指導には保護者の協力が不可欠なものと保護者からの継続的な指導も必要であることを伝える。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察等の関係機関と連携して対処する。

④全ての児童・保護者に対して

ア 「いじめは絶対に許されないことである」という意識を一人ひとりの児童に徹底させ、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させ、「いじめを止める勇気」「通報する勇気」をもって行動するための指導を行う。

イ 状況によって、学年・全校保護者会等を開き、個人情報に留意しつつ、事態の概要や学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

(7) 重大事態への対処

いじめにより児童の生命または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行うこととする。

①(6)①アのいじめが発生した場合の対応にしたがって校内で報告を行うとともに、柏市教育委員会指導課(04-7191-7376)へ報告する。緊急の場合は、速やかに警察等関係機関に通報する。

②柏市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置し、地域・関係機関との連携を図る。

③上記の組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を行う。調査内容及び調査対象者等も上記組織を中心に検討する。

④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。状況によって、緊急保護者会を開催する。

(8) 公表, 点検, 評価等

①学校いじめ防止基本方針の概要を学校ホームページで公表する。

②学期毎にいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。

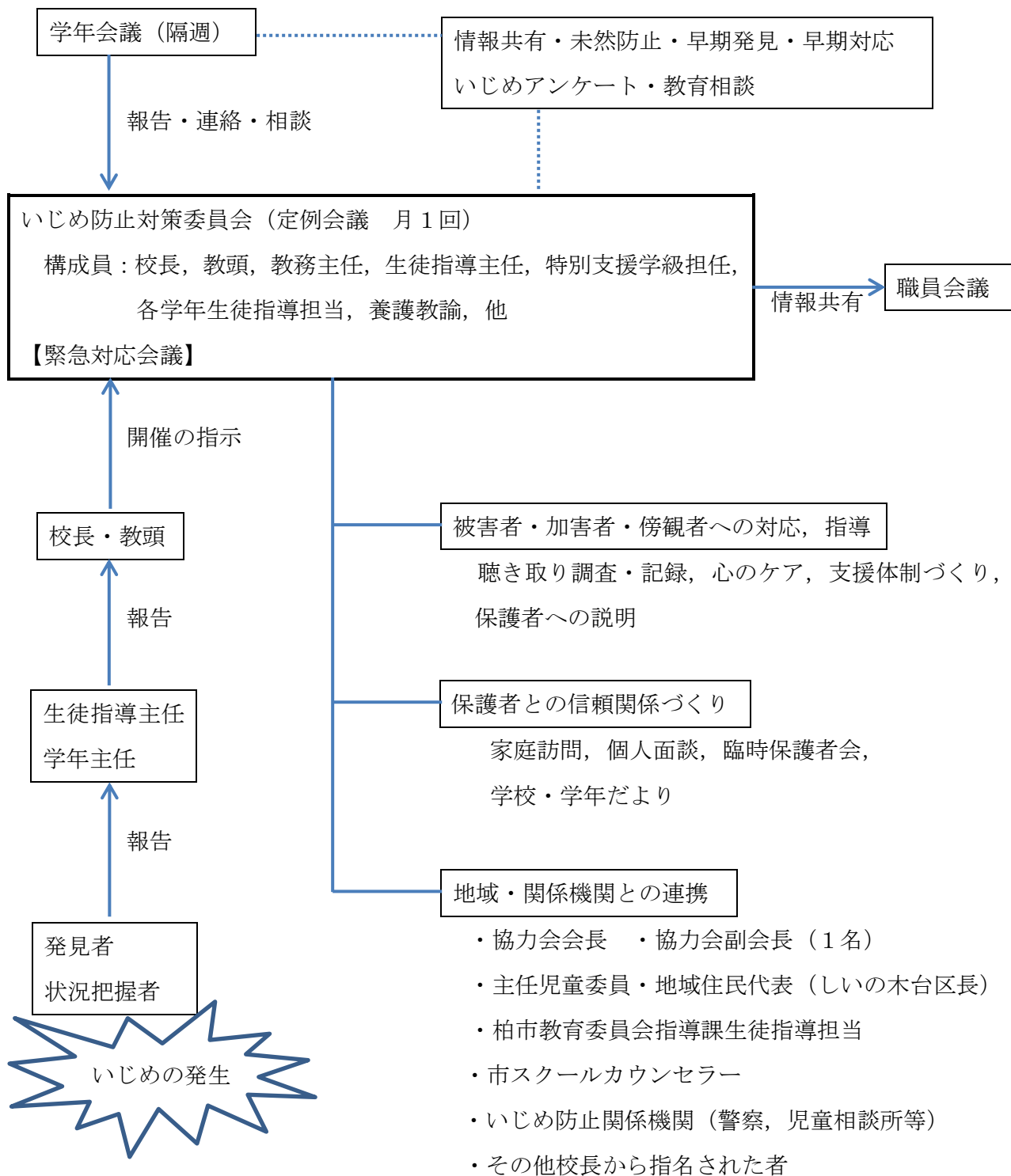
③学校評価の項目に次の2点を加え、教職員、児童、保護者、地域住民等で適正に自校の取り組みを評価する。また、その結果については公表する。

・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

④いじめに関する評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。

(9) いじめ対策・対応フロー図



(10) 年間指導計画

(10)年間計画

	教育委員会施策	学校行事等	道徳	特別活動
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市スクールサポーターの配置	○年度初めの引継ぎ(旧担任→新担任) ○授業参観・懇談会・協力会総会 ○家庭訪問での情報の収集 ○委員会活動の開始 ○1年生を迎える会	○「ある日の教室」1年(基・生活習慣) ○「アンパンマン誕生」2年(生命尊重) ○「命の祭り」3年(生命尊重) ○「ピアサポート」4年(感情って何?) ○「キッパリ」5年(思慮・節制) ○「キッパリ!自分を変えよう」6年(思慮節制)	○新しい学年になって ・目標・めあてを決める ○掃除の仕方について ・場所の確認,掃除の仕方 ○1年生を迎える会 ○楽しい食べ方・食事の過ごし方
5月	○第1回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会定期総会 ○生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問	○生徒指導全体会(全校での共通理解) ○クラブ活動の開始 ○運動会	○「こぶたん」1年(生命尊重) ○「だれの作品かな」2年(善悪の判断) ○「どうしよう」3年(正義・勇気) ○「口で歩く人」4年(生命尊重) ○「こんな人を探せ」5年(自立・責任) ○「涙そうそう」6年(思慮節制)	○図書室の使い方 ・本を大切に扱う ○運動会への取り組み ・応援の仕方,協力し合うことの素晴らしさ ○創立記念日○運動会
6月	○学級がうまく機能しない状況の調査 ○柏市学校警察連絡協議会第1回小・中・高等学校情報交換会	○林間学校 ○ミニバスケット教室	○「ふわふわ言葉,ちくちく言葉」1年(明朗) ○「落ちた子ツバメ」2年(自然愛) ○「いじめなんてしたくない」3年(信頼・友情) ○「カンボジアから来た転校生」4年(信頼友情) ○「健太さんがなぐったのは」5年(思いやり) ○「世界がもし百人の村だったら」6年(国際理解)	○歯の正しい磨き方 ○学習時の姿勢 ○係の仕事 ・係の仕事を振り返り仕事を見直す ○5年林間学校
7月	○1学期いじめの状況調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会(中学校)	○個人面談 ○夏休み算数教室	○「わたしの仕事」1年(協力・協働) ○「お母さん」2年(尊敬・感謝) ○「ゆめにむかって」3年(勤勉・努力) ○「気持ち」4年(明朗・誠実) ○「顔が表現するもの」5年(明朗・誠実) ○「二十一世紀をになう若い人たちへ」6年(勤労・社会奉仕)	○1学期を振り返って ・反省,振り返り ○夏休みの過ごし方 ・計画を作り夏休みの安全について考える
8月	○第2回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会	○夏休み算数教室		
9月	○生徒指導アドバイザー学校訪問及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問	○いつでも授業参観 ○校外学習(1,2,3年生)	○「おしゃべりしましょう」1年(基・生活) ○「あなたってこんなにすてきだよ」2年(友情) ○「自分の好きなところを見つけよう」3年(個・尊重) ○「教室は間違るところだ」4年(信頼・友情) ○「からかっただけなのに」5年(信頼・友情) ○「エイズと闘った少年の記録」6年(生命尊重)	○2学期を迎えて ・学習や生活の目標を持つ ○学習時の姿勢
10月	○学級がうまく機能しない状況の調査	○修学旅行 ○校外学習(4,5年生) ○市内陸上大会 ○音楽発表会	○「らいおんのがっこう」1年(規則尊重) ○「こうたのあさ」2年(基・生活習慣) ○「いやな感じ」3年(礼儀) ○「生きる」4年(感動と畏敬) ○「ゲームってそんなに悪いの?」5年(自立・責任) ○「オトちゃんルール」6年(個性伸長)	○美化活動・校舎内外の美化に取り組む ○高西っ子文化祭・成功させるために目的,テーマ役割分担を話し合う
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会	○高西っ子文化祭 ○健康マラソン開始 ○校外学習(6年生) ○授業参観日	○「いただきますということ」1年(生命尊重) ○「ハムスターのあかちゃん」2年(生命尊重) ○「三日目に捕まえた虫」3年(自然愛) ○「おじいさんどうぞ」4年(正義・勇気) ○「そんなことないよ」5年(個性伸長) ○「親しき仲にも礼儀あり」6年(礼儀)	○文化祭の反省・頑張ったことを振り返り次の活動に生かす ○健康マラソン・目標を決め日常の健康管理について話し合う
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	○校内マラソン大会 ○次期児童会役員の選出	○「つとむくんはやさしいんだよ」1年(友情) ○「みんなできめたからまもれたルール」2年(協力) ○「電話の向こうはどんな顔」3年(礼儀) ○「人のふり見てわがふり直せ」4年(思慮節制) ○「命の時間」5年(生命尊重) ○「サケの一生」6年(自然愛)	○エイズ教育 ○お楽しみ会・内容・分担を決め計画に沿って実施する ○冬休みの過ごし方・計画を作り冬休みの安全について考える
1月	○第3回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○生徒指導アドバイザー学校訪問及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 ○柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校情報交換会	○書き初め会 ○健康縄跳び	○「手話でうたおう」1年(思いやり) ○「かさ」2年(礼儀) ○「小さくなったくつした」3年(思いやり) ○「ぼくは言えなかった」4年(明朗・誠実) ○「ネチケツ」5年(思慮節制) ○「こんなときどうする?」6年(思慮・節制)	○新年を迎えて・1年の計画・目標を決める ○風邪の予防
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会	○クラブ見学会 ○クラブ最終 ○授業参観・懇談会 ○6年生を送る会	○「いっしょにやろうね」1年(善悪の判断) ○「世界のどこかで」2年(生命尊重) ○「す」3年(規則尊重) ○「絵をかくののが大好き」4年(勤労・努力) ○「友達紹介「○○さんをご紹介します」」5年(信頼・友情) ○「インターネットの掲示板」6年	○性教育・各学年に応じた性教育を行う ○大掃除
3月	○3学期いじめの状況調査	○卒業式	○「きょうしつさんありがとう」1年(愛校心) ○「空からのプレゼント」2年(感謝・畏敬) ○「ありがとう」3年(尊敬・感謝) ○「勝手に決めないで」4年(正義・勇気) ○「なぜ私たちは生まれてきたのかな」5年(生命尊重) ○「卒業まで五十日」6年(愛校心)	○6年生を送る会・成功させるための準備を話し合う ○卒業式・式参加の心構えを知る ○進級の心構え ・1年の反省をして進級への意欲を高める